

京都大学委託公衆電話取扱要領新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第2 公衆電話の事務の総括は、<u>施設・環境部長</u>が行なう。</p> <p>第3 <u>施設・環境部長</u>は、部局長の申し出に基づき、公衆電話の設置手続を行なう。</p> <p>2 <u>施設・環境部長</u>は、公衆電話の設置の可否及び設置時期を関係部局長へ通知するものとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 部局長は、前項の管理責任者を定めたときは、速やかに<u>施設・環境部長</u>へ届け出るものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第8 この要領は、平成16年4月1日から実施する。</p>	<p>第2 公衆電話の事務の総括は、<u>施設環境部長</u>が行なう。</p> <p>第3 <u>施設環境部長</u>は、部局長の申し出に基づき、公衆電話の設置手続を行なう。</p> <p>2 <u>施設環境部長</u>は、公衆電話の設置の可否及び設置時期を関係部局長へ通知するものとする。</p> <p>第4 (同 左)</p> <p>2 部局長は、前項の管理責任者を定めたときは、速やかに<u>施設環境部長</u>へ届け出るものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成19年4月1日から実施する。</p>